限定承認公告

本籍山口県下松市古川町三丁目二六番地、最後の住所山口県光市大字岩田一四七四番地二

被相続人　亡　若田　章治

右被相続人は平成二十三年一月推定一日から三日までの間に死亡し、その相続人は平成二十三年五月二日山口家庭裁判所周南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日

山口県山口市駅通り二丁目三番一八号法曹ビル四階　弁護士法人末永法律事務所

限定承認者若田修兵

代理人弁護士　黒川　裕希

限定承認公告

本籍愛媛県今治市宅間甲九五番地、最後の住所愛媛県今治市湊町一丁目四番一五号

被相続人　亡　楠橋　清麿

右被相続人は平成二十三年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十三日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日

愛媛県今治市宅間甲九五番地二

相続財産管理人　楠橋　政伸

限定承認公告

本籍沖縄県那覇市宇栄原三丁目二一番、最後の住所沖縄県那覇市宇栄原九三一番地三

向陽荘E－五　被相続人　亡　上原　秀男

右被相続人は平成十九年三月八日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十日

沖縄県那覇市宇栄原九九三番地一　赤嶺第二マンション三〇三

限定承認者　松本　恵理

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年六月二十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年五月二十日

神奈川県平塚市四之宮三丁目八番二〇号

株式会社ワンズホーム

代表取締役　鈴木　文吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少し一億九千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月二十二日であり、社員総会の決議は、平成二十三年五月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十一日

掲載頁　九十二頁（号外第八十五号）

平成二十三年五月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

グラント特定目的会社

取締役　村上　達洋

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年五月七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五千円から三千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

右期間内に、お申し出がない場合は、水産業協同組合法第五十四条の規定により異議ないものとみなします。

以上、同法第五十三条第二項の規定により公告します。

平成二十三年五月二十日

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷一四三二番地二

大瀬戸町漁業協同組合

代表理事組合長　津口　博喜

取消公告

平成二十三年四月二十六日掲載の基準日設定につき通知公告及び平成二十三年五月十三日掲載の定款変更につき通知公告は取消します。

平成二十三年五月二十日

東京都文京区本郷二丁目二七番二〇号

株式会社アイリックコーポレーション

代表取締役　勝本　竜二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一七二	二	二三～二四（終りから）	払戻しの日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	帳簿価額
四一二	二	二一～一九（終りから）	払戻しの日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	帳簿価額
四三	二	一一～九	〃	〃

同日（同号外）財務省・農林水産省告示第三十一号（独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）

（原稿誤り）

六四二	二一～二二	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	帳簿価額

同日（同号外）財務省・農林水産省告示第三十三号（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）

（原稿誤り）

六四四	六～五（終りから）	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	帳簿価額

同日（同号外）農林水産省告示第千九百六十号（独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準を定める件）

（原稿誤り）

七二一	一五～一七	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	帳簿価額

同日（同号外）農林水産省告示第千九百六十二号（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣が算定する金額の算定基準を定める件）

（原稿誤り）

七二三	一八～一九	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	帳簿価額

平成二十三年一月十一日国土交通省告示第二十号（信号符字を点附した件）

（原稿誤り）

七ページ二段目終りから八行目は削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十日付第一〇三号九　六ページ●同日付政府調達第九二号三二ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）